

那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、那覇港管理組合が発注する建設工事及び建設工事に関連する業務委託（以下、「建設工事等」という。）において、品質確保等を目的として、最低制限価格制度の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象建設工事等)

第2条 契約の内容に適合した履行を確保するために最低制限価格を設定する工事等は、予定価格が400万円を超える建設工事及び予定価格が200万円を超える業務委託（測量業務、建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務、土木関係）、地質調査業務（磁気探査含む）、現場技術業務、補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業務をいう。以下同じ。）とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 前条に規定する建設工事等において、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する最低制限価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については、失格とする。

2 最低制限価格は、那覇港管理組合契約規則第15条に基づき、予定価格に次の各号により算出した額とする。また、最低制限価格の1000分の5の範囲内で加えることができるものとする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

なお、算出に当たっては別表第1から第4に留意するものとする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 業務委託の場合

予定価格に次のアからキに示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計

とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

イ 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の7.5を乗じて得た額

ウ 建設コンサルタント業務（土木関係）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

エ 地質調査業務（磁気探査業務を含む）

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の8を乗じて得た額

オ 現場技術業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

カ 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

キ 建設関連維持管理業務

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(予定価格調書への記載)

第4条 予定価格調書に最低制限価格の欄を設置し、前条の基準により算出した最低制限価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 入札執行者は、第2条に規定する建設工事等の入札に当たっては、入札公告又は入札通知書等において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第2条に規定する建設工事等の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年8月8日から施行し、令和元年9月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。

附則

この要領は、令和6年6月17日から施行し、令和6年7月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。

附則

この要領は、令和7年5月13日から施行し、令和7年5月13日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。

別表第 1

鋼橋製作工事の場合

項 目 名	左 に 含 む 費 目
直接工事費の額	直接工事費、工場製作における直接工事費
共通仮設費の額	共通仮設費、工場製作における間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、工場製作における工場管理費

別表第 2

機械設備積算基準を適用する工事及び港湾工事のうち「船舶及び機械製造修理請負工事積算基準」を適用する工事の場合

項 目 名	左 に 含 む 費 目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、間接製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費、間接製作費のうち工場管理費

別表第 3

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事を除く）の場合

項 目 名	左 に 含 む 費 目
直接工事費の額	直接工事費、機器単体費のうち直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、機器単体費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、機器間接費、機器単体費のうち工場管理費
一般管理費等の額	一般管理費、機器単体費のうち一般管理費

※機器単体費の6/10を直接製作費、1/10を間接労務費、2/10を工場管理費、1/10を一般管理費とみなす。

別表第 4

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事に限る）の場合

項 目 名	左 に 含 む 費 目
直接工事費の額	直接工事費、工場塗装費、鉄塔製作費のうち材料費、製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、鉄塔製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、鉄塔製作費のうち工場管理費

※鉄塔製作費の6/10を材料費及び製作費、3/10を間接労務費、1/10を工場管理費とみなす。